

千葉県身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者の就労等に伴い、当該身体障害者が自動車を取得する際に当該自動車を改造した場合に、その改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、上肢、下肢、又は体幹に障害を有する1級及び2級の障害者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、身体障害者で、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 自動車運転免許証の交付を受けていること。
- (3) 本人及び扶養義務者であつて本人の生計を維持するものの前年所得が、その者の扶養親族の有無及び数に応じて特別障害者手当の所得制限の限度額（本人においては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第7条に定める額。扶養義務者においては、令第2条第2項に定める額。）以下の者。

(助成対象事業)

第4条 助成を受けることができる事業は、助成対象者が取得する、又は所有している自動車の操作装置及び駆動装置等の改造で、その改造が就労その他市長が認める事由に伴うものとする。

(助成額等)

第5条 助成する額は、自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の金額とする。ただし、自動車1台につき10万円を限度とする。

(助成台数等)

第6条 助成を受けることができる自動車の改造は、助成対象者1人につき自動車1台とし、その改造回数は、1回とする。ただし、この要綱に基づく助

成を受けて改造した自動車を4年以上使用した後自動車を買い替える場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(申請)

第7条 助成を受けようとする者は、千葉市身体障害者用自動車改造費助成申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該自動車を取得する際に、改造する場合にあつては取得した日又はその改造を終了した日から1か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 自動車の改造に要した経費に係る見積書及び領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、助成の可否を決定したときは、千葉市身体障害者用自動車改造費助成決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成の取消)

第9条 市長は、申請者が不正な手段をもって助成を受けた場合は、当該助成の決定を取消し、千葉市身体障害者用自動車改造費助成取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。なお、既に交付した助成金については、返還命令書(様式第4号)により返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の自動車の改造から適用する。
- 2 この要綱による改正前の千葉市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)に基づき助成を受けて自動車を改造する場合は、改正前の要綱に基づき助成を受けて改造した自動車を4年以上使用していなければ、この要綱に基づく助成の対象としない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。